第57号議案

福井県スポーツ推進計画の改定について

福井県スポーツ推進計画を別紙のとおり改定する。

令和 2 年 3 月 2 3 日提出 教 育 長 豊 北 欽 一

提案理由

福井県スポーツ推進計画を改定したいので、この案を提出する。

# 福井県スポーツ推進計画

改定版

令和2年3月 福 井 県

# 目 次

| 第1章  | 「福井県スポーツ推進計画」の改定にあたって・・・・・・・1<br>1 計画改定の趣旨<br>2 計画の期間                               |
|------|---|
| 第2章  | 第1次計画推進期間 施策目標の達成状況・・・・・・・・2  |
| 第3章  | 本県が目指す姿・・・・・・・・・・・・・・・・4  |
| 第4章  | 施策の基本的方向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・  |
|      | 基本施策Ⅱ 子どもの体育・スポーツ活動・・・・・・・13<br>1 学校体育の充実<br>2 地域の協力を得た運動部活動の推進                     |
|      | 基本施策Ⅲ トップアスリートの養成・・・・・・・・1 6<br>1 選手を育成強化する体制づくり<br>2 指導者の育成と確保<br>3 競技力向上のための環境づくり |
| 第5章  | 計画の推進体制と評価・・・・・・・・・・・・・・21<br>1 推進体制<br>2 進捗状況評価<br>3 進行管理                          |
| 福井県ス | スポーツ推進計画改定の経過・・・・・・・・・・・22  |
| 「福井県 | 具スポーツ推進審議会」委員名簿・・・・・・・・・・23   |
| 資料編・ | ••••••••••  |

## 第1章 福井県スポーツ推進計画の改定にあたって

## 1 計画改定の趣旨

本県では、平成25年7月に策定した「福井県スポーツ推進計画」に基づき、「運動好きな子どもたちが元気に輝ける福井」、「県民の誰もがスポーツを楽しめる福井」、「国内外で活躍できるトップアスリートが育つ福井」を目指し、平成25年度から平成30年度までを第1次計画推進期間として設定して、様々な施策を展開してきました。

平成30年には「福井しあわせ元気国体(第73回国民体育大会)」「福井しあわせ元気大会(第18回全国障害者スポーツ大会)」を開催し、福井国体では男女総合優勝(天皇杯)を獲得するとともに、初の女子総合優勝(皇后杯)の獲得を成し遂げました。さらに障スポにおいても過去最高となる130個のメダルを獲得することができました。また、本大会では、全国で初めて国体と障スポの融合を掲げ、スポーツを通じた新たな交流も生まれました。

国においては、平成29年3月に、文部科学省が、平成29年度からの5年間におけるスポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための指針として「第2期スポーツ基本計画」を発表し、「スポーツ参画人口」の拡大や「一億総スポーツ社会」の実現に取組むこととしています。

また、多くの国民が待ち望んだ東京 2020 オリンピック・パラリンピックの開催 も間近となってきており、スポーツ立国に向けた動きが加速しています。

これら本県を取り巻く状況の変化や、第1次計画推進期間における課題と本県の実情などを踏まえて、福井国体・障スポの成果・レガシーを活かし、県民にスポーツの価値を伝え、さらなるスポーツ振興やスポーツを通じた交流人口の拡大につなげるとともに、スポーツを通じた健康増進や共生社会の実現、経済・地域の活性化など、SDGs%の理念に沿って地域の持続可能性を高めるため、「福井県スポーツ推進計画」を一部改定するものです。

※SDGs:2030年に向けた「持続可能な開発目標」(2015年9月に国連で決定)

### 2 計画の期間

目標年次は令和6年度(2024年度)とする。

第 1 次計画推進期間:平成 25 年度(2013 年度)~ 平成 30 年度(2018 年度) 第 2 次計画推進期間:令和元年度(2019 年度)~ 令和 6 年度(2024 年度)

## 第2章 第1次計画推進期間 施策目標の達成状況

□ 目指す姿 1 県民の誰もがスポーツを楽しめる福井 基本施策 I 1県民 1スポーツ

スポーツを楽しむ機会を広げ、誰もが気軽に自分にあったスポーツができるようになることを目的に施策を進めました。

今後も継続して、施策を推進していくことが必要です。

〇成人のスポーツ実施率(週1回以上スポーツをする20歳以上の県民の割合)

目標:58.0%(H30)

 $36.8\% (H24) \Rightarrow 54.1\% (H30)$ 

○総合型地域スポーツクラブ数

目標:35クラブ(H30)

 $24777 (H24) \Rightarrow 27777 (H30)$ 

□ 目指す姿 2 運動好きな子どもたちが元気に輝ける福井 基本施策 II 子どもの体育・スポーツ活動

子どもの運動時間を確保するとともに、児童生徒が自ら進んでスポーツ活動ができ、スポーツの楽しさを味わい、技能向上が実感できることを目的に施策を進めました。

今後も継続して、施策を推進していくことが必要です。

○1日の運動実施時間が1時間以上の子ども

目標:小学生78.0%(H30)

目標:中学生82.0%(H30)

小学生61.5% (H24)  $\Rightarrow$  62.4% (H30)

中学生 75.7% (H 2 4)  $\Rightarrow$  7 4.9% (H 3 0)

○運動やスポーツをすることが得意な子ども

目標:小学生85.0%(H30)

目標:中学生75.0%(H30)

小学生 75.8% (H 2 4)  $\Rightarrow$  78.9% (H 3 0)

中学生65.4% (H24)  $\Rightarrow$  69.3% (H30)

# □ 目指す姿3 国内外で活躍できるトップアスリートが育つ福井基本施策Ⅲ トップアスリートの養成

福井国体・障スポに向け、選手の競技力向上対策を進め、福井国体では男女総合優勝(天皇杯)を獲得するとともに、初の女子総合優勝(皇 后杯)の獲得を成し遂げました。

また、福井国体に向け確保・強化してきた選手が国際大会等でも活躍しました。

## 〇国民体育大会男女総合順位

目標:開催県としてふさわしい成績(H30)

24位(H24) ⇒ 男女総合優勝·女子総合優勝(H30)

## ○国際大会等での上位入賞者数 (1~3位)

目標: 40名(H30)

 $274(H23) \Rightarrow 924(H30)$ 

## 第3章 本県が目指す姿

このスポーツ推進計画によって本県が目指す姿は、次のとおりです。

## 目指す姿

## 1 県民の誰もがスポーツを楽しめる福井

ライフステージに応じ、本県発祥のニュースポーツなどを含めた幅広い スポーツを気軽に楽しめる福井を目指します。

## 2 運動好きな子どもたちが元気に輝ける福井

全国トップクラスの体力をさらに伸ばし、心も体も健康で、積極的に運動・スポーツに親しむことができる子どもを育む福井を目指します。

## 3 国内外で活躍できるトップアスリートが育つ福井

福井国体・障スポの成功を機に、県民に夢や希望を与える、国際大会などで活躍する選手を育む福井を目指します。

## 第4章 施策の基本的方向

本計画では、スポーツ推進のための基本施策を掲げ、それぞれについて実施 する具体的な施策を記載しています。

さらに、実効性のある計画とするために、目標年次(令和6年度)までの数値目標を設定し、施策を実施します。

## 基本施策

## I 1県民1スポーツ

## ~福井国体・障スポを契機とした地域スポーツの振興~

- 1 「する」「みる」「ささえる」スポーツに親しむ環境づくり
- 2 ライフステージに応じたスポーツ活動の推進
- 3 ユニバーサルスポーツの推進
- 4 スポーツボランティアの活性化
- 5 スポーツ交流の推進

## Ⅱ 子どもの体育・スポーツ活動

## ~学校等での活動を通じた運動やスポーツの多様な楽しみ方の推進~

- 1 学校体育の充実
- 2 地域の協力を得た運動部活動の推進

## Ⅲ トップアスリートの養成

## ~福井国体のレガシーを活かした競技力の維持・向上~

- 1 選手を育成強化する体制づくり
- 2 指導者の育成と確保
- 3 競技力向上のための環境づくり

## 基本施策 I 1県民1スポーツ

## ~福井国体・障スポを契機とした地域スポーツの振興~

## 施策目標

| 項目                           | H24<br>策定時 | H30<br>現状 | R6<br>目標 |
|------------------------------|------------|-----------|----------|
| 成人のスポーツ実施率<br>(週1回以上スポーツを実施) | 36.8%      | 54.1%     | 65%      |
| 総合型地域スポーツクラブ<br>会員数          | 6,274 人    | 6,619人    | 7,500 人  |

## 1 「する」「みる」「ささえる」スポーツに親しむ環境づくり 【考え方】

福井国体・障スポの成功を契機として、スポーツを楽しむ機会をさらに広げるため、誰もが「する」「みる」「ささえる」ことで参加できるスポーツイベントを開催するとともに、地域のスポーツ活動の拠点となる総合型地域スポーツクラブの質的充実を支援します。

## 【具体的な施策】

## (1) 一年を通してスポーツを楽しむ機会の充実

[拡充]

子どもから高齢者まで、あらゆる人がスポーツに参加できる県民スポーツ 祭や、福井国体で実施されたデモンストレーションスポーツの体験フェスタ 等の開催など、一年を通してスポーツが楽しめる環境づくりを進めます。

- ・ 県民スポーツ祭の競技種目を、福井国体開催市町で開催
- ・ 県民スポーツ祭の種目に国体やオリンピック・パラリンピック種目を 追加
- ・ 冬季も含め年間を通じた開催を推進
- ・ ユニバーサルスポーツ※の実施による高齢者や障がい者のスポーツ参加 促進

※ユニバーサルスポーツ:年齢や障がいの有無に関わらず一緒に実践できるスポーツ

## (2) 県民交流イベントの開催

[新規]

福井国体・障スポのレガシーを活かし、子どもから高齢者まで誰もがスポーツや運動を楽しみ、交流を深めることのできるイベントを開催し、県民どうしの交流や各種活動の活性化を促します。

- 「はぴりゅうフェスタ」を継続開催
- ・ 県民交流サポーター「はぴりゅう」によるキャラバン隊をスポーツや文 化など県内の様々なイベントに派遣

## (3)スポーツ施設の情報を提供

福井運動公園をはじめとする県内スポーツ施設の情報を広く提供します。

・ 県内のスポーツ施設の情報の収集と発信

## (4)地域、企業でのスポーツ交流への支援

地域、企業、各種団体単位でのスポーツイベントの開催による交流を促進するため、スポーツ推進委員等の地域人材の育成により、イベント企画運営をサポートします。

・ スポーツ推進委員のイベント企画力向上研修会の開催

## (5)総合型地域スポーツクラブの活動の充実

〔拡充〕

地域住民のスポーツ参加を促進するため、拠点となる「総合型地域スポーツクラブ」について、官民が連携して、継続的・安定的に運営できる環境整備および活動の充実を図ります。

- ・ 学校施設等の有効活用
- ・ 運動部活動としての弾力的活用の促進
- ・ 適切な指導ができる指導者の養成

### (6) オリンピック・パラリンピックに向けた機運醸成

「新規〕

東京 2020 オリンピック・パラリンピックに向け、市町と協力して関連イベント等を実施し、機運を盛り上げるとともに、その後のオリンピック・パラリンピックに向けて一層のスポーツ推進を図ります。

- ・ 参加国事前キャンプの誘致
- ・ オリンピック代表選手選考会(体操)の誘致
- ・ オリンピック聖火リレー、パラリンピック聖火フェスティバル等の実施
- ・ 公共の場所でのパブリックビューイングの実施

## 2 ライフステージに応じたスポーツ活動の推進

## 【考え方】

子どもから高齢者まで誰もが、ライフステージに応じて、また世代間の交流 を通じて、気軽に自分にあったスポーツを楽しめる環境づくりを進めます。

## 【具体的な施策】

## (1) 働き盛り世代のスポーツ参加の促進

ソフトバレー等のレクリエーション・スポーツやヨガ等の軽運動の体験会 などを企業に出向いて開催し、スポーツの習慣化を図ります。

自分の体力、スポーツの楽しさを再認識してもらう出前講習会を企業に 出向いて開催

## (2) 子育て世代のスポーツ参加の促進

公民館や総合型地域スポーツクラブ等での、親子で参加できるスポーツ教室等の開催や、大会での託児施設の配慮など、子育て世代がスポーツに参加しやすい環境づくりを促進します。

・ 親子で参加できるスポーツ体験教室の開催

## (3) 福井国体のデモンストレーション競技等を活用したスポーツの推進

福井国体デモンストレーション競技を競技開催会場となった市町を中心 に普及し、県民がスポーツをする機会を増やします。

### (4) 県民スポーツチャレンジ制度の普及拡大

福井国体・障スポの成功を機に、個人、家庭、企業、団体が参加し、目標を掲げて継続的にスポーツに取り組む県民スポーツチャレンジ制度の一層の普及拡大を図り、県民のスポーツ参加を促進します。

## (5) 体力測定を活用した健康・体力の増進

県民が体力・運動能力測定を実施し、自己の状態を把握することで、健康・体力の増進につなげます。

- 体力・運動能力測定機器の貸出し
- ・ 地域のスポーツイベント等での体力測定会の開催

#### (6)スポーツ障害の予防

県・市町の広報誌等を活用し、県内のスポーツドクターやスポーツ障害予防に関する情報を提供し、安全・安心なスポーツを推進します。

・ 広報誌等を活用したスポーツ障害予防に関する情報の発信

## (7) 幼児期からの自ら体を動かす意欲の醸成

[拡充]

幼稚園、保育所、認定こども園等において、幼児が発達に応じた遊びを通 して体を動かすことの楽しさを体験し、自ら体を動かそうとする意欲を育み ます。

・ 保育者を対象とした幼児教育研修の実施

### (8) スポーツ少年団活動の推進

県スポーツ少年団大会や国際交流事業の支援、少年スポーツ指導者の養成、 資質向上を促進し、子どもたちのスポーツ活動の充実や健全育成を図ります。

## (9) レクリエーション・スポーツの普及拡大

子どもから高齢者まで誰もが、生涯を通じて、気軽に楽しくスポーツや運動に取り組めるように、3B体操などのレクリエーション・スポーツを普及する団体のイベントや体験会等の開催を支援し組織の育成を図ります。

## 3 ユニバーサルスポーツの推進

## 【考え方】

高齢者や障がいのある人が、気軽にスポーツ活動に参加できるよう、体験教室などを開催します。また、福井国体・障スポの融合の成果を活かし、障がいの有無にかかわらず共にスポーツに親しむ機会を設け、スポーツを通じた交流を推進します。

## 【具体的な施策】

### (1) 高齢者のスポーツ参加の促進

老人クラブなどに、スポーツ・レクリエーションの指導者を派遣し、シルバーバレーなど高齢者にやさしいスポーツの紹介、体験教室の開催などを通して、スポーツをする機会を増やします。

#### (2) 障がいのある人のスポーツ参加の促進

総合型地域スポーツクラブや障がい者団体などにおいて、ボッチャや卓球 バレーなど、障がいのある人もできるスポーツの教室開催などにより、障が いのある人のスポーツ参加を促します。

・ 障がい者スポーツ教室開催への支援

#### (3) 障がい者スポーツ選手の育成

〔拡充〕

障スポにより培われた選手育成の取り組みを定着させ、選手の競技力を高めるため、競技団体等と協力し、強化練習会や健常者チームとの練習試合などを継続して行います。

- ・ 東京パラリンピック等に向けた本県選手の活動を支援
- 「障スポアスリート」の強化練習を支援

## (4) 障がい者スポーツ指導員の養成

障がいのある人がその状態に応じたスポーツ指導を受けられるよう、障がい者スポーツ指導者養成講習会を開催し、指導員の育成・確保を図ります。

## (5) 障がいのある人とない人が共にスポーツに親しむ機会の創出 〔新規〕

障がいのある人とない人が共に障がい者スポーツを楽しむことで、障がい への理解促進や障がい者スポーツの普及を図るため、小・中・高等学校等に おいて、車いすバスケットボールなど障がい者スポーツの体験教室を開催し ます。

また、障がい者も参加できるスポーツ大会やイベントを増やすなど、障がいの有無にかかわらず、子どもから高齢者まで、共にスポーツを楽しむことができる機会を設けます。

## (6)スポーツ活動場所の確保

障がいのある人が十分にスポーツを行えるよう、県や市町、特別支援学校 等のスポーツ施設の活用を図ります。

## 4 スポーツボランティアの活性化

## 【考え方】

地域でスポーツを推進する指導者・ボランティアの育成・確保を図ります。

## 【具体的な施策】

#### (1) 多様な指導者の養成

地域において、体力づくり、スポーツ・レクリエーション、各世代に応じたスポーツ指導、部活動指導など、多様なニーズに対応できる指導者を養成し、誰もがスポーツに参加できる環境を整えます。また、公認資格のある競技については、資格取得を促進するとともに、指導者講習会への参加を通して資質向上を図ります。

### (2)スポーツ推進委員の資質向上

各市町でスポーツ活動の充実を図るスポーツ推進委員を対象に、地域でスポーツ事業を進めるための連絡会やスポーツ実技研修会を開催します。

・ 地域でのスポーツ交流拡大に向けたスポーツ推進委員のイベント企画力 向上研修会の開催

## (3)スポーツ指導者バンク等の活用

[拡充]

スポーツ指導者や様々なスポーツをサポートするボランティアを登録する「スポーツ指導者バンク」、「スポーツボランティアバンク」について、県 民への周知と積極的な活用を図ります。

- ・ 「スポーツ指導者バンク」の充実(公認スポーツ指導者の登録促進)
- ・ 指導者紹介システムによるインターネットでの情報提供
- 「スポーツボランティアバンク」の設置

## 5 スポーツ交流の推進

## 【考え方】

全国大会や大規模なスポーツイベントの誘致を進め、スポーツを通じた交流 人口の拡大を図ります。

## 【具体的な施策】

(1) 地域スポーツコミッションによるスポーツツーリズム等の推進 〔新規〕 県、市町、スポーツ団体、経済団体等が一体となって、地域スポーツコミッションによるスポーツイベントの誘致やスポーツツーリズム等の推進に取り組み、交流人口の拡大を図ります。

## (2) 県内のスポーツ施設を活用し全国規模のスポーツイベント等を誘致〔拡充〕

全国規模のスポーツイベントや世界大会、プロリーグ、トップ選手の試合・合宿等の誘致・開催を推進し、県民がスポーツに興味・関心を持てる「みるスポーツ」の機会を充実するとともに、交流と地域のにぎわいを創出しまちづくりにつなげます。また、子どもたちにハイレベルな「本物」の観戦機会を提供することで、スポーツへの夢を育みます。

- ・ 充実した県・市町のスポーツ施設を活用し大規模大会等を誘致 2021年度全国高等学校総合体育大会(インターハイ)を本県を中心に開催 ワールドマスターズゲームズ2021関西の本県での競技開催 Vリーグ等トップ選手が出場する試合の誘致 障がい者スポーツの全国大会等の誘致
- ・ 大学・社会人チームなどの合宿の誘致

## (3)参加型スポーツイベント等の開催を推進

[新規]

福井の自然を活かした参加型スポーツイベント等の開催を推進し、国内外から多くの人を呼び込み、交流人口拡大とともに福井の魅力発信につなげます。

- ・ 自然を活かしたアクティビティの発掘・誘客を推進 (例:ラフティング、サーフィン、トレイルラン等)
- ・ フルマラソンの開催を検討

## (4) 競技大会とあわせた県民向け大会の開催

中央競技団体が主催する全国競技大会の誘致に合わせ、県民も一緒に参加できる大会を同時開催し、「する」「みる」「ささえる」スポーツに親しむ機会をつくります。

・ 全国大会等の開催に合わせ県大会や体験会を開催

## (5) 県内トップチーム・選手を県民一体でサポート・応援 [拡充]

県内のプロチームやトップチームなどが県民に親しまれるチームとなるよう、チームの活動をサポート・応援します。

- ・ 地域を代表するチームとして全国での福井のPRを推進
- ・ スポーツ教室開催や地域活動への参加等を通した県民の愛着心醸成

## (6)スポーツ情報の提供

[拡充]

県民がスポーツに興味・関心を持ち、「する」、「みる」、「ささえる」という それぞれの場面から積極的にスポーツに参加できるよう、各種スポーツイベ ント、プロチーム、施設等の情報を、ポータルサイト、SNSなどを活用し て提供します。

・ 県内のスポーツ情報の収集と発信

## 基本施策 Ⅱ 子どもの体育・スポーツ活動

## ~学校等での活動を通じた運動やスポーツの多様な楽しみ方の推進~

## 施策目標

| 項                   | 目   | H24<br>策定時 | H30<br>現状 | R6<br>目標 |
|---------------------|-----|------------|-----------|----------|
| 運動やスポーツをすることが好きな子ども |     |            |           |          |
|                     | 小学生 | 90.2%      | 91.2%     | 93%      |
|                     | 中学生 | 85.9%      | 87.2%     | 89%      |
| 1日の運動実施時間が1時間以上の子ども |     |            |           |          |
|                     | 小学生 | 61.5%      | 62.4%     | 78%      |
|                     | 中学生 | 75.7%      | 74.9%     | 82%      |

## 1 学校体育の充実

## 【考え方】

小学校において、運動・スポーツの楽しさやできた喜びを味わうことができる 体育授業を実施し、さらに、中学校から高等学校へとスポーツに継続して親しむ ことができるようにします。

## 【具体的な施策】

## (1)「運動が好き」な子どもを増やす体育の授業改善

〔新規〕

新学習指導要領への移行や、2020年度全国学校体育研究大会福井大会の開催を契機として、体育の授業研究を活性化し、「楽しい」「わかる」「できる」授業を目指した授業改善に取り組みます。

- ・ 全国学校体育研究大会での発表校を中心とした研究の取組みの共有
- ・ 小学校教育研究会、中学校教育研究会、高等学校教育研究会等における 授業研究の活性化

## (2) 小学校体育授業の支援

[拡充]

小学校の体育の授業に、専門の補助指導員を派遣し、実技の見本を見せるなど、より専門的なアドバイスを行い、児童に運動の楽しさやできた喜びを実感させ、個に応じた指導も充実させることで、運動の好きな児童の増加を目指します。

・ スポーツ指導者による授業支援

## (3) 体育指導資料集の活用と教員研修会の開催

器械運動やダンス、武道などの体育指導のポイントを示した体育指導資料 集を活用するとともに、教員を対象とした実技指導研修会を開催し、体育実 技の指導力向上を図ります。

・ 指導資料集の活用と研修会の開催

## (4) 工夫して体を動かす時間を確保する『A1(アクティブワン)運動』の実施

児童・生徒の健康・体力の維持向上につなげるため、小学校において、外遊びやラジオ体操などを利用した運動プログラムに基づき、児童が自ら目標を設定して積極的に体を動かすA1運動を進めます。

・ 各学校でのA1運動の工夫した取組みの実施および学校間での情報共有

## (5) 小学校・中学校にトップアスリートを派遣

[新規]

小中学校の体育の授業に、県内のトップアスリートを補助指導者として派遣し、より専門的な見地から指導を行い、子どもたちが「走る」「跳ぶ」「投げる」などの正しい動作を楽しみながら学ぶことで、体力・運動能力の向上につなげます。

・ 小学校・中学校の体育の授業にトップアスリートを派遣

## 2 地域の協力を得た運動部活動の推進

## 【考え方】

地域の協力を得ながら、生徒が自ら進んでスポーツ活動ができ、スポーツの楽 しさを味わい、技能の伸びが実感できる運動部活動を推進します。

## 【具体的な施策】

#### 

競技経験や指導経験の浅い顧問が担当する運動部活動に、専門的な技術指導ができる日本スポーツ協会公認スポーツ指導者の資格を持つ外部指導者(部活動指導員、地域スポーツ指導者等)を配置することにより、生徒への技術指導の充実を図ります。

- ・ スポーツ指導者バンクの充実(公認スポーツ指導者の登録促進)
- ・ 外部指導者を必要とする学校への情報提供
- ・ 国体で活躍する競技力の高い選手による指導
- ・ 県職員・教職員として採用した選手による部活動指導

## (2) 指導者の資質向上

運動部活動の運営や技術指導力の向上を図るため、顧問と外部指導者(部活動指導員、地域スポーツ指導者等)を対象に指導者研修会を開催します。

・ 地域スポーツ指導者研修会の開催

## (3) 市町教育委員会や中・高体連と連携し、運動部活動の在り方の検討を促進 〔新規〕

県教育委員会の「部活動の在り方に関する方針」(平成31年2月策定)に基づき、生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築するという観点に立ち、部活動が地域・学校・競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されるよう、部活動改革の取組みを推進します。

- ・ 競技ごとの実情をふまえ、大会等の在り方を検討
- ・ 合理的でかつ効率的・効果的な指導を推進
- ・ 学校教育活動として承認する地域活動を拡大

## 基本施策Ⅲ トップアスリートの養成

## ~福井国体のレガシーを活かした競技力の維持・向上~

## 施策目標

| 項目   | H24<br>策定時 | H30<br>現状 | R 6<br>目標       |
|--|------------|-----------|-----------------|
| 競技スポーツの全国大会での<br>上位入賞数 (1~3位)<br>(福井県スポーツ協会正加盟競技の大会) | データなし      | 290 件     | 100 件/年<br>を維持※ |
| 公認スポーツ指導者新規登録数                                       | 95名        | 87名       | 100名            |

<sup>※</sup>福井国体に向けたジュニア選手育成時期(H25~27)の平均89件を上回る件数

## 1 選手を育成強化する体制づくり

## 【考え方】

福井国体後の競技力を維持するため、有望ジュニア選手等の発掘・育成、成年選手のUIターンの促進を図るとともに、ジュニア時代からの「チームふくい」による実践練習や遠征・合宿などを通じて、継続的な強化を図ります。

## 【具体的な施策】

### (1) 有望なジュニア選手の発掘・育成

[新規]

子どもたちが、自分の才能や可能性を発見することで、夢に向かって挑戦する意欲を高め、トップアスリートを目指す選手を発掘・育成するために、ジュニア期にスポーツ能力測定会や競技体験会を実施します。

- ・ 競技人口の少ない競技を中心に、小中学生を対象に競技特性に沿った体 験会を実施し、有望選手を発掘
- トップアスリートを目指す子どもを対象とした育成プログラムの提供

## (2) 国体や全国大会等に向けた少年選手の確保

[新規]

国体の少年選手の強化拠点づくりや県内外の有望選手の確保のため、新た に創設した入試制度等を踏まえ、高等学校ごとに競技種目を指定し、遠征・ 合宿等の強化事業の支援や優秀な指導者の長期配置を行います。

- ・ 有望選手の進学を後押しする特色選抜入試を県立高校で実施
- 県外の有望選手の受入れを促進するため高校生選手の下宿費用を支援

## (3) 成年の有力選手のUIターンの促進

[新規]

福井国体に向けて立ち上げた「スポジョブふくい」を継続することで、成年選手が県内で競技スポーツを行える環境を整備し、国体等で活躍が期待される有力選手のUIターンを促進します。

- 「スポジョブふくい」による有力選手の県内就職の支援
- ・ スポジョブ選手が県外の出身大学で本県の仕事と競技が両立できる環境 をPRするスカウト活動を実施
- 「スポジョブふくい」で県内に就職した選手の競技環境の整備
- ・ 福井ゆかりのトップアスリートなどがオリンピックにチャレンジする期間の企業の雇用を支援

### (4) 有望選手の強化

〔新規〕

国体等で活躍が期待される有望選手を「チームふくい」強化指定選手に認定し、計画的な選手強化を行うとともに、トップアスリートを継続的に輩出できる競技を重点的に支援します。

- ・ 有望選手を強化指定選手として、計画的かつ継続的に強豪相手との実戦 練習等による強化を推進
- ・ オリンピック候補選手の活動を支援
- ・ 中学生の時から県選抜チームを結成し、定期的な練習会と強化遠征・合 宿を実施

## (5)「ふるさと選手」の確保

県外在住の本県ゆかりの有力選手に、「ふるさと選手」としての国体出場を促し、「チームふくい」の競技力を高めるとともに、ふるさと福井への誇りと愛着心を育み、将来のUIターンを促進します。

・ 他県で活躍する本県ゆかりの有力選手の確保

## (6) クラブ・企業チームの強化

〔新規〕

成年選手がUIターンし、県内で競技ができるよう、福井国体で強化が進んだクラブ・企業チームが地域の企業の協力を得て、上位大会参戦や選手確保など、自立ができるように支援します。

- ・ 自立を目指す福井国体で強化が進んだクラブチームを支援
- ・ クラブ・企業チームの選手を雇用する企業を支援

## (7) 国体成年選手による少年選手の指導の推進

[拡充]

選手が引退後、指導者として次の選手を育てていくという好循環を形成していくため、少年・成年選手合同の「チームふくい」合宿や、福井国体で活躍した選手が少年選手を直接指導できる環境の整備を行います。

・ 県職員・教職員として採用した選手による部活動指導

## (8)「新しいお家芸競技」(地域に根差したスポーツ)の育成 〔新規〕

福井国体の成果を今後に引き継ぎ、国体で継続的に上位入賞を目指すため、 発掘・育成・強化活動などを通じて、体操、ボート、ホッケーに続く地域に 根差した新たなお家芸競技を育成します。

・ 福井国体に向けてつくり上げた強化体制(選手育成・施設・企業の協力等)を土台に、お家芸競技の育成を目指す市町における、ジュニア発掘・ 育成、全国大会誘致・開催等を支援

## 2 指導者の育成と確保

## 【考え方】

福井国体で築いた中央競技団体等との人脈を活かし、スポーツ推進の中核となる指導者の資質向上と養成・確保を図ります。

## 【具体的な施策】

## (1) 公認スポーツ指導者資格取得の促進

競技力向上に向けて優秀な指導者を育成するため、日本スポーツ協会公認スポーツ指導者の資格取得講習会を開催します。

・ 高い専門知識と技術を備えた指導者の養成のため、指導者資格取得講習 会を開催

### (2) 国内トップクラスの指導者の配置

[拡充]

選手の競技力向上および競技団体の組織強化を図るため、中央競技団体等から優秀な指導者を定期的に招き、選手強化の実戦指導や講習会等を実施します。

スーパーアドバイザーによる「チームふくい」の指導

### (3) 指導者の確保と資質向上

指導者の確保と資質向上のため、各競技団体の指導の中心となる指導者を 集めた研修会や指導資格者を集めた体験発表会を開催します。

- スーパーアドバイザー等による県内指導者資質向上講習会の開催
- ・ 運動部活動における外部指導者の活用を拡大
- ・ ジュニア期から指導できる質の高い指導者の育成・確保

## 3 競技力向上のための環境づくり

## 【考え方】

選手の競技力向上を多方面からサポートします。

## 【具体的な施策】

## (1)スポーツ医・科学支援体制の充実

[拡充]

本県のトップアスリートが、国体等の国内外の大会において活躍できる環境づくりの一環として、「福井県スポーツ医科学センター」において、国体選手の身体状況を記録した「選手カルテ」などによる継続的な健康管理、ケガの防止、治療の支援を行うとともに、医学面・科学面からのデータに基づいた適切なトレーニングプログラムを提供します。

- アンケートによるメディカル、心理、栄養に関する調査および健康管理 のサポートを実施
- ・ 強化合宿や練習会、大会等にメンタルトレーニングコーチ等のスポーツ 医・科学の専門家を派遣
- ・ 競技団体に専属のアスレティックトレーナー等を配置

## (2) アスリートに必要な栄養指導の推進

からだづくり、栄養学の面からアスリートを支援するため、強化合宿等へ 栄養士等を派遣し、選手と保護者に対し食に関する指導を行います。

### (3)女性アスリートのサポート

[新規]

女性アスリートが試合で最高のパフォーマンスを発揮できるよう、「福井県女性アスリート・ルナコントロールプロジェクト」により、月経管理のための支援を行います。

### (4) アンチ・ドーピングに関する啓発

国体でもドーピング検査が導入され、アンチ・ドーピングは選手にとって 必要不可欠な知識となっていることから、アンチ・ドーピング研修会の開催 等を通じて、十分な啓発に努めます。

- 「チームふくい」強化指定選手等へのアンチ・ドーピング教育を徹底
- ・ 競技団体に専属のスポーツファーマシスト (薬剤師) を配置

#### (5)強化練習会場の確保

一年を通して国体選手の練習会場を確保するため、県や市町の体育・スポーツ施設および企業が所有するスポーツ施設などを有効活用します。

- ・ 休廃校の体育施設等や民間の遊休施設等を有効活用し、定期的に強化練習ができる会場を確保
- ・ 県・市町立スポーツ施設の国体強化練習での優先利用

## (6) 強化備品・競技用具の整備

選手強化に必要な特殊競技用具や老朽化により更新が必要な備品の整備を計画的に進めていきます。

・ 特殊競技備品および競技団体で整備が困難な高額備品の整備

## 第5章 計画の推進体制と評価

## 1 推進体制

県では、スポーツ推進にあたり、スポーツにかかる関係機関・団体等との連携を図るとともに、学校体育やスポーツ医・科学等の各種専門的知見の取組みに反映させるため、条例に基づき、「福井県スポーツ推進審議会」を平成24年3月に設置しました。

- (1) 同審議会が中心となって、推進計画に基づきスポーツを推進するとともに、推進計画の進捗管理を行います。
- (2) 県は、市町および市町教育委員会、関係機関、スポーツ関係団体など との連携体制を強化しながら、推進計画の周知を図り、同計画に基づ く取組みを推進します。

## 2 進捗状況評価

- (1)推進計画の進捗状況の評価は、施策目標の達成状況を客観的に把握・ 評価するため、「目標指標」を用いて行います。
- (2) 具体的には、福井県スポーツ推進審議会を定期的に開催し、最新のデータに基づき、これまでの目標指標の推移や目標年度との関係を踏まえ、目標の達成状況の評価を行います。
- (3) 県民意識調査等により、定期的に県民のスポーツ活動に対する実態やニーズの把握を行います。
- (4) 目標の達成のために必要があると認められる場合には、福井県スポーツ推進審議会における検討を経て、取組み内容の充実を図ります。

## 3 進行管理

計画に掲げた施策の基本的方向や具体的な施策などについては、その 進捗状況や評価を県民に公表するとともに、次年度以降の施策の展開に 反映し、より高い実効性を担保できるよう努めます。

## 福井県スポーツ推進計画改定の経過

## 平成30(2018)年11月22日

- □平成30年度 第1回福井県スポーツ推進審議会
  - 福井県スポーツ推進計画の進捗と評価について
  - ・福井県スポーツ推進計画の見直しの方向性について

## 平成31(2019)年1月29日

- □平成30年度 第2回福井県スポーツ推進審議会
  - ・福井県スポーツ推進計画改定骨子(案)について

### 令和元(2019)年8月9日

- □令和元年度 第1回福井県スポーツ推進審議会
  - ・福井県スポーツ推進計画改定骨子(案)について
  - ・福井県スポーツ推進計画素案について

## 令和2(2020)年1月10日

- □令和元年度 第2回福井県スポーツ推進審議会
  - ・福井県スポーツ推進計画改定本文(案)について

## 令和2(2020)年2月18日~3月2日

□県民パブリックコメントの実施

## 令和2(2020)年3月18日

- □令和元年度 第3回福井県スポーツ推進審議会
  - ・福井県スポーツ推進計画改定(案)について
  - ・福井県スポーツ推進計画の進捗状況の評価について

## 「福井県スポーツ推進審議会」委員名簿

|    |     | 氏 名  | 現職等                          |
|----|-----|--|------------------------------|
| 1  | 会長  | 小竹 英雄  | (公財)福井県スポーツ協会 副会長            |
| 2  | 副会長 | 石原 一成  | 福井県立大学 教授                    |
| 3  | 委員  | 辻岡 世紀子   | 県レクリエーション協会 事務局長             |
| 4  | 委員  | 和田清美   | 県スポーツ少年団 常任理事                |
| 5  | 委員  | 石田 八州子   | 総合型地域スポーツクラブ<br>連絡協議会 アドバイザー |
| 6  | 委員  | 前田 サツ子   | 福井県連合婦人会 副会長                 |
| 7  | 委員  | 高田 稔浩  | 障がい者スポーツアスリート                |
| 8  | 委員  | 河村 浩昭  | 県小学校教育研究会 体育部会長              |
| 9  | 委員  | 井上 美智代<br>(R1.5.31 まで)<br>田邊 千智<br>(R1.6.1 から) | 県中学校体育連盟会長推薦                 |
| 10 | 委員  | 稲田 俊彦  | 県高等学校体育連盟 会長                 |
| 11 | 委員  | 竹内 正美  | 北陸電力株式会社 執行役員<br>福井支店長       |
| 12 | 委員  | 森山 修   | 関西電力株式会社 ボート部 総監督            |
| 13 | 委員  | 平井 一芳  | 日本健康運動指導士会 福井県支部長            |
| 14 | 委員  | 山村 恵子  | 県スポーツ指導者協議会 副会長              |
| 15 | 委員  | 室  秀典  | 永平寺町教育委員会 教育長                |

# 資料編

- ○スポーツ基本法
- ○第2期スポーツ基本計画 概要
- ○平成30年度スポーツに関する県民意識調査

#### スポーツ基本法(平成二十三年法律第七十八号)

(平成二十三年六月二十四日公布 平成二十三年 八月二十四日施行)

スポーツ振興法(昭和三十六年法律第百四十一号)の全部を改正する。

#### 目次

#### 前文

第一章 総則(第一条—第八条)

第二章 スポーツ基本計画等(第九条・第十条)

第三章 基本的施策

第一節 スポーツの推進のための基礎的条件の整備等(第十一条—第二十条)

第二節 多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備(第二十一条一第二十四条)

第三節 競技水準の向上等(第二十五条—第二十九条)

第四章 スポーツの推進に係る体制の整備(第三十条—第三十二条)

第五章 国の補助等(第三十三条一第三十五条) 附則

#### 前文

スポーツは、世界共通の人類の文化である。スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵(かん)養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動であり、今日、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠のものとなっている。

スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、全ての国民がその自発性の下に、各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない。

スポーツは、次代を担う青少年の体力を向上させる とともに、他者を尊重しこれと協同する精神、公正さと 規律を尊ぶ態度や克己心を培い、実践的な思考力 や判断力を育む等人格の形成に大きな影響を及ぼ すものである。

また、スポーツは、人と人との交流及び地域と地域との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成するものであり、人間関係の希薄化等の問題を抱える地域社会の再生に寄与するものである。さらに、スポーツは、心身の健康の保持増進にも重要な役割を果たすものであり、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に不可欠である。

スポーツ選手の不断の努力は、人間の可能性の極限を追求する有意義な営みであり、こうした努力に基づく国際競技大会における日本人選手の活躍は、国民に誇りと喜び、夢と感動を与え、国民のスポーツ

への関心を高めるものである。これらを通じて、スポーツは、我が国社会に活力を生み出し、国民経済の発展に広く寄与するものである。また、スポーツの国際的な交流や貢献が、国際相互理解を促進し、国際平和に大きく貢献するなど、スポーツは、我が国の国際的地位の向上にも極めて重要な役割を果たすものである。

そして、地域におけるスポーツを推進する中から優れたスポーツ選手が育まれ、そのスポーツ選手が地域におけるスポーツの推進に寄与することは、スポーツに係る多様な主体の連携と協働による我が国のスポーツの発展を支える好循環をもたらすものである。

このような国民生活における多面にわたるスポーツの果たす役割の重要性に鑑み、スポーツ立国を実現することは、二十一世紀の我が国の発展のために不可欠な重要課題である。

ここに、スポーツ立国の実現を目指し、国家戦略として、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

#### 第一章 総則

#### (目的)

第一条 この法律は、スポーツに関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めることにより、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成、活力ある社会の実現及び国際社会の調和ある発展に寄与することを目的とする。

#### (基本理念)

第二条 スポーツは、これを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であることに鑑み、国民が生涯にわたりあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的かつ自律的にその適性及び健康状態に応じて行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。

2 スポーツは、とりわけ心身の成長の過程にある青少年のスポーツが、体力を向上させ、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培う等人格の形成に大きな影響を及ぼすものであり、国民の生涯にわたる健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む基礎となるものであるとの認識の下に、学校、スポーツ団体(スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体をいう。以下同じ。)、家庭及び地域における活動の相互の連携を図りながら推進されなければならない。

3 スポーツは、人々がその居住する地域において、 主体的に協働することにより身近に親しむことができ るようにするとともに、これを通じて、当該地域におけ る全ての世代の人々の交流が促進され、かつ、地域 間の交流の基盤が形成されるものとなるよう推進され なければならない。

4 スポーツは、スポーツを行う者の心身の健康の保

持増進及び安全の確保が図られるよう推進されなければならない。

- 5 スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない。
- 6 スポーツは、我が国のスポーツ選手(プロスポーツの選手を含む。以下同じ。)が国際競技大会(オリンピック競技大会、パラリンピック競技大会その他の国際的な規模のスポーツの競技会をいう。以下同じ。)又は全国的な規模のスポーツの競技会において優秀な成績を収めることができるよう、スポーツに関する競技水準(以下「競技水準」という。)の向上に資する諸施策相互の有機的な連携を図りつつ、効果的に推進されなければならない。
- 7 スポーツは、スポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進することにより、国際相互理解の増進及び国際平和に寄与するものとなるよう推進されなければならない。
- 8 スポーツは、スポーツを行う者に対し、不当に差別的取扱いをせず、また、スポーツに関するあらゆる活動を公正かつ適切に実施することを旨として、ドーピングの防止の重要性に対する国民の認識を深めるなど、スポーツに対する国民の幅広い理解及び支援が得られるよう推進されなければならない。

#### (国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、スポーツに関する施策を総合的に 策定し、及び実施する責務を有する。

## (地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、スポーツに関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

#### (スポーツ団体の努力)

- 第五条 スポーツ団体は、スポーツの普及及び競技水準の向上に果たすべき重要な役割に鑑み、基本理念にのっとり、スポーツを行う者の権利利益の保護、心身の健康の保持増進及び安全の確保に配慮しつつ、スポーツの推進に主体的に取り組むよう努めるものとする。
- 2 スポーツ団体は、スポーツの振興のための事業を 適正に行うため、その運営の透明性の確保を図ると ともに、その事業活動に関し自らが遵守すべき基準 を作成するよう努めるものとする。
- 3 スポーツ団体は、スポーツに関する紛争について、迅速かつ適正な解決に努めるものとする。

### (国民の参加及び支援の促進)

第六条 国、地方公共団体及びスポーツ団体は、国 民が健やかで明るく豊かな生活を享受することがで きるよう、スポーツに対する国民の関心と理解を深 め、スポーツへの国民の参加及び支援を促進するよ う努めなければならない。

#### (関係者相互の連携及び協働)

第七条 国、独立行政法人、地方公共団体、学校、スポーツ団体及び民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

#### (法制上の措置等)

第八条 政府は、スポーツに関する施策を実施する ため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その 他の措置を講じなければならない。

#### 第二章 スポーツ基本計画等

#### (スポーツ基本計画)

- 第九条 文部科学大臣は、スポーツに関する施策の 総合的かつ計画的な推進を図るため、スポーツの推 進に関する基本的な計画(以下「スポーツ基本計画」 という。)を定めなければならない。
- 2 文部科学大臣は、スポーツ基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第八条に規定する機関をいう。以下同じ。)で政令で定めるものの意見を聴かなければならない。
- 3 文部科学大臣は、スポーツ基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第三十条に規定するスポーツ推進会議において連絡調整を図るものとする。

#### (地方スポーツ推進計画)

- 第十条 都道府県及び市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務(学校における体育に関する事務を除く。)を管理し、及び執行することとされた地方公共団体(以下「特定地方公共団体」という。)にあっては、その長)は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画(以下「地方スポーツ推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
- 2 特定地方公共団体の長が地方スポーツ推進計画 を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじ め、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を 聴かなければならない。

#### 第三章 基本的施策

第一節 スポーツの推進のための基礎的条件の整備等

#### (指導者等の養成等)

第十一条 国及び地方公共団体は、スポーツの指導者その他スポーツの推進に寄与する人材(以下「指導者等」という。)の養成及び資質の向上並びにその活用のため、系統的な養成システムの開発又は利用への支援、研究集会又は講習会(以下「研究集会等」という。)の開催その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

#### (スポーツ施設の整備等)

第十二条 国及び地方公共団体は、国民が身近にスポーツに親しむことができるようにするとともに、競技水準の向上を図ることができるよう、スポーツ施設(スポーツの設備を含む。以下同じ。)の整備、利用者の需要に応じたスポーツ施設の運用の改善、スポーツ施設への指導者等の配置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

2 前項の規定によりスポーツ施設を整備するに当たっては、当該スポーツ施設の利用の実態等に応じて、安全の確保を図るとともに、障害者等の利便性の向上を図るよう努めるものとする。

#### (学校施設の利用)

第十三条 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第二条第二項に規定する国立学校及び公立学校並びに国(国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。)及び地方公共団体が設置する幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。)の設置者は、その設置する学校の教育に支障のない限り、当該学校のスポーツ施設を一般のスポーツのための利用に供するよう努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の利用を容易にさせるため、又はその利用上の利便性の向上を図るため、当該学校のスポーツ施設の改修、照明施設の設置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

#### (スポーツ事故の防止等)

第十四条 国及び地方公共団体は、スポーツ事故その他スポーツによって生じる外傷、障害等の防止及びこれらの軽減に資するため、指導者等の研修、スポーツ施設の整備、スポーツにおける心身の健康の保持増進及び安全の確保に関する知識(スポーツ用具の適切な使用に係る知識を含む。)の普及その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決) 第十五条 国は、スポーツに関する紛争の仲裁又は 調停の中立性及び公正性が確保され、スポーツを行う者の権利利益の保護が図られるよう、スポーツに関 する紛争の仲裁又は調停を行う機関への支援、仲裁 人等の資質の向上、紛争解決手続についてのスポーツ団体の理解の増進その他のスポーツに関する 紛争の迅速かつ適正な解決に資するために必要な 施策を講ずるものとする。

### (スポーツに関する科学的研究の推進等)

第十六条 国は、医学、歯学、生理学、心理学、力学等のスポーツに関する諸科学を総合して実際的及び基礎的な研究を推進し、これらの研究の成果を活用してスポーツに関する施策の効果的な推進を図るものとする。この場合において、研究体制の整備、国、独立行政法人、大学、スポーツ団体、民間事業

者等の間の連携の強化その他の必要な施策を講ず るものとする。

2 国は、我が国のスポーツの推進を図るため、スポーツの実施状況並びに競技水準の向上を図るための調査研究の成果及び取組の状況に関する情報その他のスポーツに関する国の内外の情報の収集、整理及び活用について必要な施策を講ずるものとする。

#### (学校における体育の充実)

第十七条 国及び地方公共団体は、学校における体育が青少年の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、スポーツに関する技能及び生涯にわたってスポーツに親しむ態度を養う上で重要な役割を果たすものであることに鑑み、体育に関する指導の充実、体育館、運動場、水泳プール、武道場その他のスポーツ施設の整備、体育に関する教員の資質の向上、地域におけるスポーツの指導者等の活用その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

#### (スポーツ産業の事業者との連携等)

第十八条 国は、スポーツの普及又は競技水準の向上を図る上でスポーツ産業の事業者が果たす役割の重要性に鑑み、スポーツ団体とスポーツ産業の事業者との連携及び協力の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### (スポーツに係る国際的な交流及び貢献の推進)

第十九条 国及び地方公共団体は、スポーツ選手及び指導者等の派遣及び招へい、スポーツに関する国際団体への人材の派遣、国際競技大会及び国際的な規模のスポーツの研究集会等の開催その他のスポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進するために必要な施策を講ずることにより、我が国の競技水準の向上を図るよう努めるとともに、環境の保全に留意しつつ、国際相互理解の増進及び国際平和に寄与するよう努めなければならない。

#### (顕彰)

第二十条 国及び地方公共団体は、スポーツの競技会において優秀な成績を収めた者及びスポーツの発展に寄与した者の顕彰に努めなければならない。

第二節 多様なスポーツの機会の確保のための環境 の整備

# (地域におけるスポーツの振興のための事業への支援等)

第二十一条 国及び地方公共団体は、国民がその 興味又は関心に応じて身近にスポーツに親しむこと ができるよう、住民が主体的に運営するスポーツ団 体(以下「地域スポーツクラブ」という。)が行う地域に おけるスポーツの振興のための事業への支援、住民 が安全かつ効果的にスポーツを行うための指導者等 の配置、住民が快適にスポーツを行い相互に交流を 深めることができるスポーツ施設の整備その他の必 要な施策を講ずるよう努めなければならない。

#### (スポーツ行事の実施及び奨励)

第二十二条 地方公共団体は、広く住民が自主的かつ積極的に参加できるような運動会、競技会、体力テスト、スポーツ教室等のスポーツ行事を実施するよう努めるとともに、地域スポーツクラブその他の者がこれらの行事を実施するよう奨励に努めなければならない。

2 国は、地方公共団体に対し、前項の行事の実施に関し必要な援助を行うものとする。

#### (体育の日の行事)

第二十三条 国及び地方公共団体は、国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)第二条に規定する体育の日において、国民の間に広くスポーツについての関心と理解を深め、かつ、積極的にスポーツを行う意欲を高揚するような行事を実施するよう努めるとともに、広く国民があらゆる地域でそれぞれその生活の実情に即してスポーツを行うことができるような行事が実施されるよう、必要な施策を講じ、及び援助を行うよう努めなければならない。

## (野外活動及びスポーツ・レクリエーション活動の普及奨励)

第二十四条 国及び地方公共団体は、心身の健全な発達、生きがいのある豊かな生活の実現等のために行われるハイキング、サイクリング、キャンプ活動その他の野外活動及びスポーツとして行われるレクリエーション活動(以下この条において「スポーツ・レクリエーション活動」という。)を普及奨励するため、野外活動又はスポーツ・レクリエーション活動に係るスポーツ施設の整備、住民の交流の場となる行事の実施その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

## 第三節 競技水準の向上等 (優秀なスポーツ選手の育成等)

第二十五条 国は、優秀なスポーツ選手を確保し、及び育成するため、スポーツ団体が行う合宿、国際競技大会又は全国的な規模のスポーツの競技会へのスポーツ選手及び指導者等の派遣、優れた資質を有する青少年に対する指導その他の活動への支援、スポーツ選手の競技技術の向上及びその効果の十分な発揮を図る上で必要な環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、優秀なスポーツ選手及び指導者等が、生涯にわたりその有する能力を幅広く社会に生かすことができるよう、社会の各分野で活躍できる知識及び技能の習得に対する支援並びに活躍できる環境の整備の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### (国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会)

第二十六条 国民体育大会は、公益財団法人日本体育協会(昭和二年八月八日に財団法人大日本体育協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。)、国及び開催地の都道府県が共同して開催するものとし、これらの開催者が定める方法により選出された選手が参加して総合的に運動競技をするもの

とする。

- 2 全国障害者スポーツ大会は、財団法人日本障害者スポーツ協会(昭和四十年五月二十四日に財団法人日本身体障害者スポーツ協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。)、国及び開催地の都道府県が共同して開催するものとし、これらの開催者が定める方法により選出された選手が参加して総合的に運動競技をするものとする。
- 3 国は、国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の円滑な実施及び運営に資するため、これらの開催者である公益財団法人日本体育協会又は財団法人日本障害者スポーツ協会及び開催地の都道府県に対し、必要な援助を行うものとする。

### (国際競技大会の招致又は開催の支援等)

第二十七条 国は、国際競技大会の我が国への招致又はその開催が円滑になされるよう、環境の保全に留意しつつ、そのための社会的気運の醸成、当該招致又は開催に必要な資金の確保、国際競技大会に参加する外国人の受入れ等に必要な特別の措置を講ずるものとする。

2 国は、公益財団法人日本オリンピック委員会(平成元年八月七日に財団法人日本オリンピック委員会という名称で設立された法人をいう。)、財団法人日本障害者スポーツ協会その他のスポーツ団体が行う国際的な規模のスポーツの振興のための事業に関し必要な措置を講ずるに当たっては、当該スポーツ団体との緊密な連絡を図るものとする。

#### (企業、大学等によるスポーツへの支援)

第二十八条 国は、スポーツの普及又は競技水準の向上を図る上で企業のスポーツチーム等が果たす役割の重要性に鑑み、企業、大学等によるスポーツへの支援に必要な施策を講ずるものとする。

#### (ドーピング防止活動の推進)

第二十九条 国は、スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約に従ってドーピングの防止活動を実施するため、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構(平成十三年九月十六日に財団法人日本アンチ・ドーピング機構という名称で設立された法人をいう。)と連携を図りつつ、ドーピングの検査、ドーピングの防止に関する教育及び啓発その他のドーピングの防止活動の実施に係る体制の整備、国際的なドーピングの防止に関する機関等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

## 第四章 スポーツの推進に係る体制の整備 (スポーツ推進会議)

第三十条 政府は、スポーツに関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、スポーツ推進会議を設け、文部科学省及び厚生労働省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。

## (都道府県及び市町村のスポーツ推進審議会等)

第三十一条 都道府県及び市町村に、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要 事項を調査審議させるため、条例で定めるところによ り、審議会その他の合議制の機関(以下「スポーツ推進審議会等」という。)を置くことができる。

#### (スポーツ推進委員)

第三十二条 市町村の教育委員会(特定地方公共団体にあっては、その長)は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。

2 スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則(特定地方公共団体にあっては、地方公共団体の規則)の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。

3 スポーツ推進委員は、非常勤とする。

#### 第五章 国の補助等

#### (国の補助)

第三十三条 国は、地方公共団体に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、次に掲げる経費について、その一部を補助する。

- 一 国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の 実施及び運営に要する経費であって、これらの開催 地の都道府県において要するもの
- 二 その他スポーツの推進のために地方公共団体が 行う事業に要する経費であって特に必要と認められ るもの
- 2 国は、学校法人に対し、その設置する学校のスポーツ施設の整備に要する経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。この場合においては、私立学校振興助成法(昭和五十年法律第六十一号)第十一条から第十三条までの規定の適用があるものとする。
- 3 国は、スポーツ団体であってその行う事業が我が 国のスポーツの振興に重要な意義を有すると認めら れるものに対し、当該事業に関し必要な経費につい て、予算の範囲内において、その一部を補助するこ とができる。

#### (地方公共団体の補助)

第三十四条 地方公共団体は、スポーツ団体に対し、その行うスポーツの振興のための事業に関し必要な経費について、その一部を補助することができる。

#### (審議会等への諮問等)

第三十五条 国又は地方公共団体が第三十三条第 三項又は前条の規定により社会教育関係団体(社会 教育法(昭和二十四年法律第二百七号)第十条に 規定する社会教育関係団体をいう。)であるスポーツ 団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あら かじめ、国にあっては文部科学大臣が第九条第二 項の政令で定める審議会等の、地方公共団体にあ っては教育委員会(特定地方公共団体におけるスポ ーツに関する事務(学校における体育に関する事務を除く。)に係る補助金の交付については、その長)がスポーツ推進審議会等その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。この意見を聴いた場合においては、同法第十三条の規定による意見を聴くことを要しない。

#### 附則 抄

#### (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を 超えない範囲内において政令で定める日から施行 する。

### (スポーツに関する施策を総合的に推進するための 行政組織の在り方の検討)

第二条 政府は、スポーツに関する施策を総合的に推進するため、スポーツ庁及びスポーツに関する審議会等の設置等行政組織の在り方について、政府の行政改革の基本方針との整合性に配慮して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(スポーツの振興に関する計画に関する経過措置) 第三条 この法律の施行の際現に改正前のスポーツ 振興法第四条の規定により策定されている同条第一 項に規定するスポーツの振興に関する基本的計画 又は同条第三項に規定するスポーツの振興に関す る計画は、それぞれ改正後のスポーツ基本法第九 条又は第十条の規定により策定されたスポーツ基本 計画又は地方スポーツ推進計画とみなす。

### (スポーツ推進委員に関する経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に改正前のスポーツ 振興法第十九条第一項の規定により委嘱されている 体育指導委員は、改正後のスポーツ基本法第三十 二条第一項の規定により委嘱されたスポーツ推進委 員とみなす。

附則(平成二四年八月二二日法律第六七号) 抄 この法律は、子ども・子育て支援法の施行の日から 施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該 各号に定める日から施行する。

一 第二十五条及び第七十三条の規定 公布の日 附則 (平成二六年六月二〇日法律第七六号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。

#### (政令への委任)

第二十二条 この附則に規定するもののほか、この 法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定め る。

## 附則 (平成二八年五月二〇日法律第四七号) (施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。

附則 (平成三〇年六月二〇日法律第五六号) 抄 (施行期日)

1 この法律は、平成三十五年一月一日から施行する。ただし、第二十六条第一項の改正規定(「国民体育大会」を「国民スポーツ大会」に改める部分を除く。)、同条第二項の改正規定及び同条第三項の改正規定(「国民体育大会」を「国民スポーツ大会」に改める部分を除く。)並びに第二十七条第二項の改正規定は、公布の日から施行する。

## 第2期スポーツ基本計画 概 要

## 第1章 第2期スポーツ基本計画の策定に当たって

スポーツ基本法に基づく第2期スポーツ基本計画は、平成29~33 年度の5年間における、スポーツ立国の実現を目指す上での重要な指針。

スポーツ審議会において審議を行い、<u>平成29 年3月1日に答申をとりまとめ。</u>この答申を踏まえ、第2期スポーツ基本計画を策定。

第2期計画では、第2章で計画の理念を「スポーツの価値」として具体化。

第3章で施策体系を大括り化し(4つの政策目標),数値目標を8から20 に増加。

## 第2章 中長期的なスポーツ政策の基本方針

~スポーツが変える。未来を創る。 Enjoy Sports, Enjoy Life ~

スポーツの「楽しさ」「喜び」こそがスポーツの価値の中核であり、全ての 人々が自発的にスポーツに取り組み自己実現を図り、スポーツの力で輝く ことにより、前向きで活力ある社会と、絆の強い世界を創る。

## 1 スポーツで「人生」が変わる!

スポーツを「する」ことで、スポーツの価値が最大限享受できる。

スポーツを「する」「みる」「ささえる」ことでみんながその価値を享受できる。

スポーツを生活の一部とすることで、人生を楽しく健康で生き生きとしたものにできる。

### 2 スポーツで「社会」を変える!

スポーツの価値を共有し人々の意識や行動が変わることで、社会の発展に寄与できる。

スポーツは共生社会や健康長寿社会の実現,経済・地域の活性化に貢献できる。

### 3 スポーツで「世界」とつながる!

スポーツは「<u>多様性を尊重する世界」「持続可能で逆境に強い世界」「クリーンでフェアな世界</u>」の 実現に貢献できる。

#### 4 スポーツで「未来」を創る!

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等を好機として,スポーツで人々がつながる 国民運動を展開し,オリンピックムーブメントやパラリンピックムーブメントを推進。

本計画期間においては、「スポーツ参画人口」を拡大し、スポーツ界が他分野との連携・協働を 進め、「一億総スポーツ社会」を実現する。

## 第3章 今後5年間に総合的かつ計画的に取り組む施策

# <u>1 スポーツを「する」「みる」「ささえる」スポーツ参画人口の拡大と、そのための人材育成・</u>場の充実

#### 【政策目標】

ライフステージに応じたスポーツ活動の推進とその環境整備を行う。その結果として、成人のスポーツ実施率を週1回以上が65%程度(障害者は40%程度)、週3回以上が30%程度(障害者は20%程度)となることを目指す。

※スポーツ実施率: 週1以上が42.5(障害者19.2)%, 週3以上が19.7(障害者9.3)%

### (1)スポーツ参画人口の拡大

- ① 若年期から高齢期までライフステージに応じたスポーツ活動の推進
  - ・スポーツの楽しみ方等を示す「ガイドライン」の策定・普及
  - 新たなスポーツや高齢者が取り組める「スポーツプログラム」の策定・普及
- ② 学校体育をはじめ子供のスポーツ機会の充実による運動習慣の確保と体力の向上 (スポーツをする時間を持ちたいと思う中学生を増加(58.7%→80%), スポーツが嫌い・やや嫌いである中学生を半減(16.4%→8%), 子供の体力を昭和60 年頃の水準に)
  - ・学習指導要領の改訂や全国的な体力調査等を通じた体育・保健体育の授業等の改善
  - ・教員の研修,施設の整備等を通じた武道の指導の充実
  - ・運動部活動の在り方に関する総合的なガイドラインの策定
  - 学校体育活動中の重大事故を限りなくゼロにするという認識の下での事故防止の取組の推進
- ③ ビジネスパーソン、女性、障害者のスポーツ実施率の向上と、これまでスポーツに関わってこなかった人へのはたらきかけ
  - (成人のスポーツ未実施者の数がゼロに近づくことを目指す)
  - ビジネスパーソンのスポーツ習慣づくりと民間事業者における「健康経営」の促進
  - ・女性がスポーツに参画しやすい環境整備,障害者スポーツの裾野拡大に向けた取組の推進
  - ・スポーツと食、エンターテインメント等他分野との融合やITの活用による魅力向上

#### (2)スポーツ環境の基盤となる「人材」と「場」の充実

- ① スポーツに関わる多様な人材の育成と活躍の場の確保
  - -スポーツに関わる人材の数や属性の特徴などの全体像の明確化
  - アスリートの雇用促進や地域での指導機会の拡大等によるキャリア形成の支援
  - ・指導者養成のモデル・コア・カリキュラムの大学等への普及
  - ・専門スタッフ, 審判員, ボランティア等の育成・確保
- ② 総合型地域スポーツクラブの質的充実
  - 総合型クラブの登録・認証等の制度と中間支援組織の整備(47 都道府県)
  - -PDCAサイクルにより運営の改善等を図る総合型クラブの増加(37.9%→70%)
  - ・地域課題解決に向けた取組を行う総合型クラブの増加(18.4%→25%)
- ③ スポーツ施設やオープンスペース等のスポーツに親しむ場の確保
  - ストックの適正化に関するガイドラインの活用促進

- 学校体育施設の開放の在り方に関する手引きを策定し施設を有効活用
- キャッチボール等が気軽にできる場としてオープンスペース等の有効活用の促進
- 4 大学スポーツの振興
  - ・大学においてスポーツ分野を統括する部局の設置促進,アドミニストレーターの配置促進 (100 大学)
  - -大学横断的-競技横断的統括組織(日本版NCAA)の創設を支援

# 2 スポーツを通じた活力があり絆の強い社会の実現

# 【政策目標】

社会の課題解決にスポーツを通じたアプローチが有効であることを踏まえ, スポーツを通じた共生社会等の実現,経済・地域の活性化,国際貢献に 積極的に取り組む。

# (1)スポーツを通じた共生社会等の実現

① 障害者スポーツの振興等

(障害者の週1回のスポーツ実施率:成人19.2%→40%,7~19 歳31.5%→50%)

- ・地方公共団体等において障害者スポーツを総合的に振興する体制の整備
- ・障害のある人とない人が一緒に親しめるスポーツ・レクリエーションの推進
- -スポーツ施設のバリアフリー化,不当な差別的取扱いの防止による利用促進
- 全ての特別支援学校が地域の障害スポーツの拠点となることの支援
- 総合型クラブへの障害者の参加促進(40%→50%)
- 障害者スポーツ指導者の養成の拡充(2.2 万人→3万人)
- 活動する場がない障害者スポーツ指導者を半減(13.7%→7%)
- ・障害者スポーツの理解促進により,直接観戦経験者を増加(4.7%→20%)
- ・全ての学校種の教員に対する理解促進, 学校における障害児のスポーツ環境の充実
- ② スポーツを通じた健康増進
  - ・スポーツによる健康寿命の延伸の効果について,エビデンスの収集・整理・情報発信
  - ・効果的な「スポーツプログラム」や「ガイドライン」の策定・普及
  - ・スポーツ事故等の情報収集,安全確保に向けた方策のとりまとめ,普及・啓発
  - ・被災地でのスポーツによる身体的・精神的支援
- ③ スポーツを通じた女性の活躍促進
  - 女子生徒の運動習慣の二極化を含め女性特有の課題の整理
  - 女性指導者増加に取り組むとともに、スポーツ団体における女性登用を促進
  - 女性トップアスリートについて女性特有の課題に対応した医・科学支援の実施

#### (2)スポーツを通じた経済・地域の活性化

① スポーツの成長産業化

(スポーツ市場規模5.5 兆円を2020 年に10 兆円,2025 年に15 兆円へ拡大)

- -スポーツの成長産業化,地域活性化の基盤としてのスタジアム・アリーナの実現
- 各種スポーツ団体等と連携した新たなビジネスモデルの開発支援
- ・スポーツ経営人材の育成・活用,スポーツ団体におけるビジネス手法,ITの活用
- ② スポーツを通じた地域活性化
  - -スポーツツーリズムの推進(スポーツ目的の訪日外国人数を138 万人 $\rightarrow$ 250 万人, スポーツツーリズム関連消費額を2,204 億円 $\rightarrow$ 3,800 億円)
  - ・地域スポーツコミッションの設置促進(56→170), 地域コミュニティの維持・再生
  - •オリンピック・パラリンピック教育やホストタウンの推進

### (3)スポーツを通じた国際社会の調和ある発展

- ・国際競技団体等における役員数の増加(25 人→35 人)や政府間会合への積極的な参加等を通じて国際スポーツ界の意思決定に参画
- -スポーツ・フォー・トゥモローによりスポーツの価値を100 カ国以上1,000 万人以上に広げる
- ・諸外国におけるスポーツ情報を戦略的に収集・分析,スポーツ団体等における国際業務の体制 強化
- ・ラグビーワールドカップ2019及び2020年東京大会について、政府の基本方針に基づき円滑な開催を支援、ワールドマスターズゲームズ2021関西等に協力

### 3 国際競技力の向上に向けた強力で持続可能な人材育成や環境整備

#### 【政策目標】

国際競技大会等において優れた成績を挙げる競技数が増加するよう、各中央競技団体が行う競技力強化を支援する。

日本オリンピック委員会(JOC)及び日本パラリンピック委員会(JPC)の設定したメダル獲得目標を踏まえつつ、我が国のトップアスリートが、オリンピック・パラリンピックにおいて過去最高の金メダル数を獲得する等優秀な成績を収めることができるよう支援する。

- ① 中長期の強化戦略に基づく競技力強化を支援するシステムの確立
  - ・中央競技団体は中長期の強化戦略を実践し、JSC、JOC及びJPCは中央競技団体の強化戦略を 多面的に支援。国は、ここで得た知見をターゲットスポーツの指定に活用
  - ・ナショナルコーチやサポートスタッフの配置と資質向上、世界トップレベルのコーチの育成
- ② 次世代アスリートを発掘・育成する戦略的な体制等の構築
  - ・地域ネットワークを活用したアスリートの発掘や種目転向の支援
  - ・将来メダルの獲得可能性のある競技やアスリートをターゲットとした集中的な強化
  - 国民体育大会にオリンピック競技種目の導入を促進
- ③ スポーツ医・科学,技術開発,情報等による多面的で高度な支援の充実
  - ・ナショナルトレーニングセンターや国立スポーツ科学センターを包含する「ハイパフォーマンス センター」の機能強化
  - ・トップアスリートに対してスポーツ医・科学、情報等を活用し多方面から支援

- 4 トップアスリート等のニーズに対応できる拠点の充実
  - ・ナショナルトレーニングセンター中核拠点の拡充棟を2020 年の約1年前までに整備し、オリンピック競技とパラリンピック競技の共同利用化を実現
  - ・ナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点の活用

# 4 クリーンでフェアなスポーツの推進によるスポーツの価値の向上

#### 【政策目標】

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、クリーンでフェアなスポーツ(スポーツ・インテグリティ)の推進に一体的に取り組むことを通じて、スポーツの価値の一層の向上を目指す。

- (1) コンプライアンスの徹底、スポーツ団体のガバナンスの強化及びスポーツ仲裁等の推進
  - 全てのアスリート等が主体的に取り組むことができる教育研修の推進
  - ・スポーツ団体の組織運営をモニタリング・評価し、必要な助言・支援を実施
  - ・スポーツ仲裁自動応諾条項の採択等により、全てのスポーツ団体におけるスポーツに関する紛争 解決の仕組みの整備を促進
- ② ドーピング防止活動の推進
  - ・2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等に向けてドーピング検査員の育成をはじめ必要な体制の整備
  - ・ドーピング防止活動に係る情報を共有できる仕組みの構築
  - ・アスリートやサポートスタッフ, 医師や薬剤師等に対する教育と, 国際的なドーピング防止活動への 貢献

# 第4章 施策の総合的かつ計画的な推進のために必要な事項

計画の広報活動の推進。SNSをはじめ多様なメディアを活用し国民に直接発信。

大きな潜在力にふさわしいスポーツ関連予算の更なる強化はスポーツ関係者の総意。併せて、

予算の効率的・効果的な活用と、スポーツ団体等における公的資金の適正使用を徹底。

スポーツ振興投票制度(toto)等を活用、スポーツに対する寄附や投資を活性化。

計画の進捗状況をスポーツ審議会等において定期的に検証。検証プロセスを公開し、検証結果を次期スポーツ基本計画の策定における改善に反映。

# 平成30年度 スポーツに関する県民意識調査

#### 1. 調査の目的

福井県スポーツ推進計画の見直しにあたり、県民のスポーツの実施状況や福井国体・障スポ を契機としたスポーツ振興への考えや意見を集計・分析する。

#### 2. 調查実施方法概要

(1)調查項目:18項目

A 運動・スポーツの実施状況について B 運動・スポーツに関する意識について

(2)調査対象:県内在住の15歳以上の男女2,000人

住民基本台帳から無作為選定

(3)調査方法:郵送による無記名調査票

の配布・回収

(4)調查期間:平成30年11月

(5)回答数:1,087件/2,000人 (回収率55.45%)

(6) そ の 他:本資料は、10歳代を

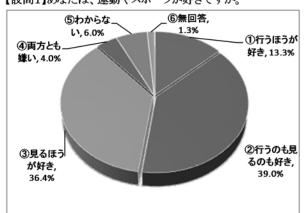
除いたデータ

#### 3. 調查用紙回収数

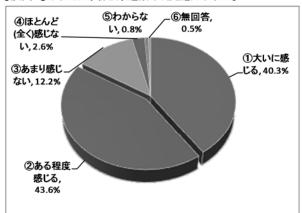
| 年代     | 回収数<br>(件) | 構成比<br>(%) |  |
|--------|------------|------------|--|
|        | (117)      |            |  |
| 10歳代   | 48         | 4.4        |  |
| 20歳代   | 65         | 6. 0       |  |
| 30歳代   | 107        | 9. 9       |  |
| 40歳代   | 159        | 14. 6      |  |
| 50歳代   | 170        | 15. 6      |  |
| 60歳代   | 233        | 21. 4      |  |
| 70歳以上  | 303        | 27. 9      |  |
| 無効・未回答 | 2          | 0. 2       |  |
| 合計     | 1, 087     | 100.0      |  |

#### A 運動・スポーツの実施状況について

#### 【設問1】あなたは、運動やスポーツが好きですか。



【設問2】あなたは、普段、運動不足を感じますか。

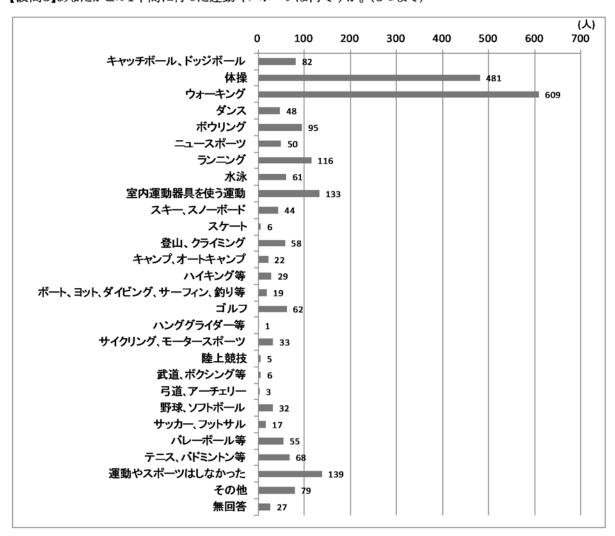


運動やスポーツが好き:88.7% 運動やスポーツに対して良いイメージを持っている 30歳代は3割以上が「行うほうが好き」と回答

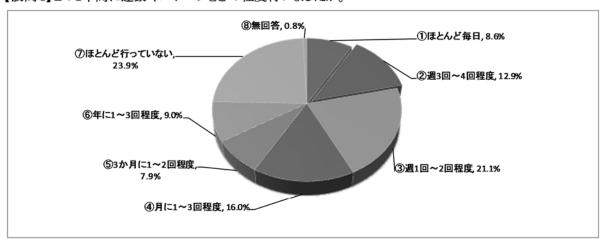
普段運動不足と感じている:83.9% 働き盛り世代が「大いに感じる」比率高い

30歳代:55.1%、40歳代:52.2%

【設問3】あなたがこの1年間に行った運動やスポーツは何ですか。(5つまで)



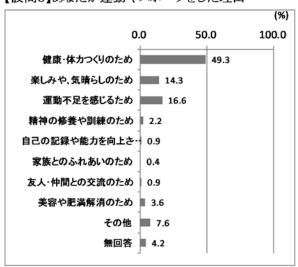
## 【設問4】この1年間に運動やスポーツをどの程度行いましたか。

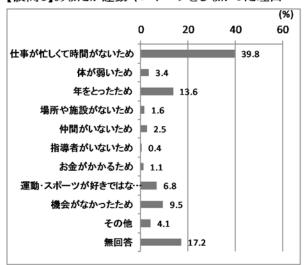


# 

#### 【設問5】あなたが運動やスポーツをした理由

### 【設問6】あなたが運動やスポーツをしなかった理由





運動やスポーツを行っている理由:「健康・体力つくりのため」49.3% 「運動不足を感じるため」16.6% 健康に対する関心が高い

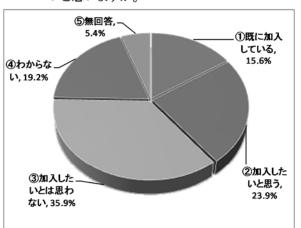
運動をしなかった理由:「仕事(家事・育児)が忙しくて時間がないため」39.8%

(男性40.0% 女性40.0%)

30歳代・40歳代(働き世代・子育て世代)の人数が多い

#### B 運動・スポーツに関する意識について

【設問7】自分の好きな運動やスポーツを行っている クラブ、同好会があればあなたは加入した いと思いますか。



【設問8】スポーツクラブやスポーツを行っている同好 会・チームに入るにあたって、必要だと思う 条件。 (3つまで)



「既に加入している」「加入したいと思う」:39.5% (男性38.8% 女性40.0%)

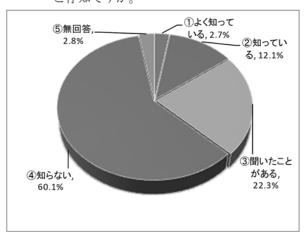
「加入したいとは思わない」:35.9%(男性41.4% 女性31.6%)女性の方が加入意識が高い

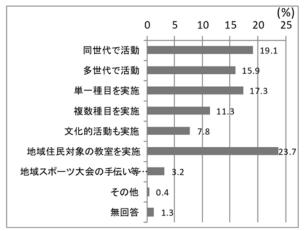
加入の条件:「時間に余裕があれば」24.3%

「会費が安くなれば」「一緒に加入する仲間がいれば」「活動場所が近ければ」上位回答

#### 【設問9】あなたは「総合型地域スポーツクラブ」を ご存知ですか。

## 【設問10】それはどのようなクラブですか。 「よく知っている」「知っている」と回答した人



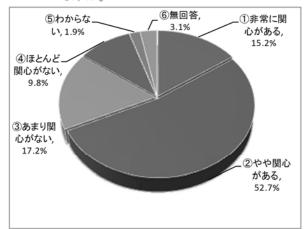


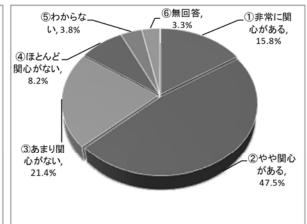
「総合型地域スポーツクラブ認知度」:「知らない」60.1%(特に若い世代の認知度低い) 「総合型地域スポーツクラブ理解度」:理解度低い(活動内容がよく理解されていない)

※総合型地域スポーツクラブ:多世代・多種目・初心者からトップレベルまで多志向で活動 地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブ

【設問11】あなたは、国際大会や全国大会での 福井県選手の活躍について関心があり ますか。

【設問12】あなたは、国際大会や全国大会などのスポーツ大会を福井県で開催することについてどう思いますか。



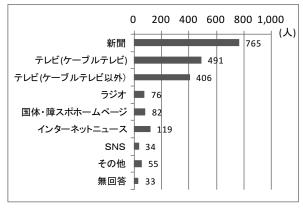


福井県選手の活躍: 「関心がある」67.9%

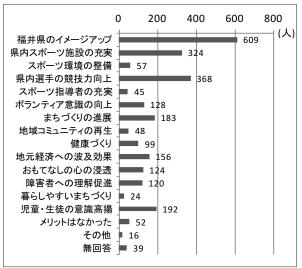
国際大会や全国大会の福井県開催:「関心がある」63.3%

全世代の男女とも高い関心

【設問13】あなたは、「福井しあわせ元気」国体・障スポ【設問14】国体・障スポを本県で開催したことは、 の開催期間中の情報(試合日程、競技結 果等)を何から得ましたか。



福井県にとってどんなメリットがあったと 思いますか。



国体・障スポの情報源:「新聞」「ケーブルテレビ」「テレビ」が主な情報源

200

232

256

271

204

**1**60

※年齢が上がるにつれて男女とも新聞が中心

国体・障スポの開催により、「スポーツへの興味・関心」が高まり、ふるさとを見つめなおすきっかけとなった。 福井県のイメージがよくなり、知名度が上がったと実感。

【設問15】あなたは、体育館、野球場、プール、テニス 【設問16】あなたは、地域におけるスポーツ振興に コートなどの公共スポーツ施設について 何を望みますか。

0

施設数の増加

利用時間の拡大

利用手続きの簡略化

利用案内など広報の充実

健康・スポーツに関する情報

高齢者や障害者への配慮

託児施設の充実

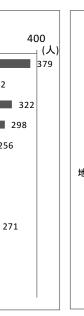
その他

無回答

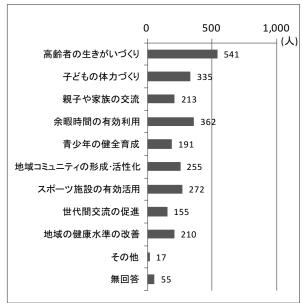
アフタースポーツのための施設

駐車場・駐輪場の充実

初心者向け教室や行事の充実



どのような効果を期待しますか。

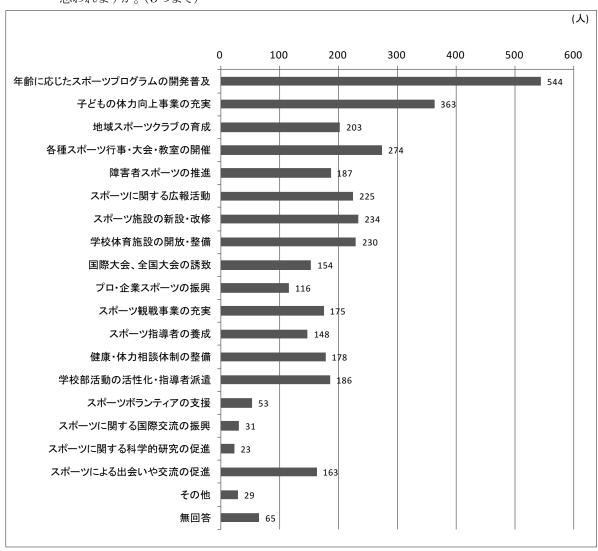


高齢者や初心者でも利用しやすいスポーツ施設が望まれている。 余暇を有意義に活用する手段としての期待が高い。

89

40

【設問17】運動やスポーツをもっと振興させるため、福井県は今後どのようなことに力を入れたらよいと思われますか。(5つまで)



#### その他の主な意見

子どもの「体力日本一」という長所をもっと伸ばすべき 運動の苦手な子どもにもできるスポーツへの橋渡し 学校運動部活動の社会体育への移行と外部指導者の充実 高齢者や障害者の健康増進のためにスポーツを積極的に取り入れるべき 有名アスリートの講演会開催 【設問18】平成30年国体・障スポ開催後の福井県のスポーツについて、ご意見がありましたら自由に 記入してください。

#### 〇県民スポーツの振興

- ・スポーツのできる場所、時間、内容を増やす
- ・高齢者や障害者が気軽に参加できるスポーツ環境の整備
- ・学校体育以外で子どもがスポーツに親しめる環境づくり
- ・60歳以上を対象としたスポーツへの支援
- ・小学校区単位の手軽に参加できるスポーツ教室
- ・学校体育館等を子供の遊び場として開放してほしい
- ・施設開放型のスポーツイベントの開催
- ・地域ごとのラジオ体操
- ・「体力づくり教室」の充実
- ・体力向上プログラムをつくり、地域による交流会等を開催する
- ・保育園児を対象とした週末のスポーツイベント
- ・国体競技を体験できるイベントの開催や、「福井県民スポーツの日」の創設
- ・青少年の家などでのニュースポーツの紹介
- ・障害者同士が交流を持てるような支援
- ・指導者の育成が必要
- ・地域やシルバー人材の活用やボランティアの育成
- ・地域のスポーツクラブや同好会等の情報提供

#### 〇体育施設

- ・既存施設の利用
- ・学校施設を含めたスポーツ施設の利用手続きオンライン化と料金のネット決済化
- ・高齢者が健康維持のために支援を受けられる施設
- ゴルフを手軽に楽しめる施設
- ・スポーツ施設へのアクセスの改善
- ・国際大会や全国大会の開催による福井県の知名度アップ
- ・国体・障スポのアフター大会を開催し、高まった知名度を維持する
- ・ホッケー場の観客席増設、バリアフリー化
- ・大規模な大会を開催できる施設の整備

#### Oプロスポーツ

- プロスポーツイベントの開催
- · V リーグ(バレーボール)開催
- ・バスケットやバレーボールのプロチームを作ってほしい

#### 〇子どものスポーツ

- ・子どもを対象としたいろいろな競技の体験会の開催
- ・少年スポーツクラブへの補助による保護者の負担軽減
- ・少年少女スポーツクラブへの支援強化
- ・スポ少やクラブへの安価な送迎システム

#### 〇学校部活動

・中学校の部活動が学校の垣根を越えて統合されるとよい

#### 〇競技力向上

- ・県外出身選手を指導者として活用
- ・国体・障スポ選手を中学生や高校生の指導者として活用
- ・選手が活動を継続できる環境の整備と青少年の育成

#### 〇その他

- ・はぴりゅうを活用し、県民が世代を超えて楽しめる企画づくり
- ・はぴねすダンスの定着を図ってほしい
- ・最高の繊維でできたスポーツウェアの開発促進、ふるさと納税の返礼品化
- ケーブルテレビの活用による広報



# 福井県スポーツ推進計画 【改定版】

福井県 〒910-8580 福井市大手3丁目17番1号

# 交流文化部スポーツ課

TEL 0776-20-0746 FAX 0776-20-0664

E-mail:sports@pref.fukui.lg.jp

# 教育庁保健体育課

TEL 0776-20-0594 FAX 0776-20-0672

E-mail:hokentaiiku@pref.fukui.lg.jp